

# K-Report

2011年 5月 1日発行  
第1巻 第2号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階

TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612

URL <http://www.tomiken.org>



## 1. 東日本大震災復興支援に伴う奨励金拡充のお知らせ

### 目次

- 1 東日本大震災復興支援に伴う奨励金拡充のお知らせ
- 2 仕事と子育て・介護の両立支援
- 3 所長コラム

被災した卒業後3年以内の既卒者とは、平成21年3月以降に学校を卒業し、9県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・長野・新潟・栃木・千葉)の災害救助法適用地域に居住する方(被災後他地域に避難した方は含みますが、平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した方は除く。)をいいます。

### ■『日本はひとつ』しごとプロジェクト発動中

東日本大震災からの復興を目指し、【『日本はひとつ』しごとプロジェクト】が設立され、各省庁を横断して様々な復興支援策が検討されています。その中で、震災により失業した方々の雇用を確保するため、現在ある下記の助成金について支給額の拡充と要件緩和が行われることとなりました。

被災者支援、また、企業での人材確保策のひとつとして是非ご活用下さい。

### ●3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

平成21年3月以降に大学等(大学・大学院・短大・高専及び専修学校)、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者をまずは有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対して支給されます。

【支給額等】

有期雇用期間(原則3ヶ月):1人に月10万円

正規雇用から3ヶ月経過後:50万円

⇒被災した卒業後3年以内の既卒者は正規雇用から  
3ヶ月経過後に60万円

### ●3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

平成21年3月以降に大学等(大学・大学院・短大・高専及び専修学校)を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者も応募できる新卒求人をハローワークに提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対して支給されます。

【支給額等】

正規雇用から6ヶ月経過後に100万円(1事業所1回限り)

⇒被災した卒業後3年以内の既卒者は120万円  
(1事業所最大10回まで支給が可能)

## 2. 仕事と子育て・介護の両立支援

### ■ワークライフバランスへの取組みを促す法整備

一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（従業員数 100 人以下）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合には『中小企業子育て支援助成金』が支給されます。

ワークライフバランスとは、仕事と生活を調和させ、その両方を充実させることにより、相乗効果を高めることをいいます。その中で、少子化・高齢化対策の観点から、男女ともに仕事と子育て・介護等をしながら働き続けることが出来るよう、次のような雇用環境の整備が進められています。

#### ●仕事と子育ての両立支援

- ・3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の義務化
- ・3歳までの子を養育する労働者からの請求による所定外労働の免除の義務化
- ・小学校就学前の子に対する看護休暇の拡充

#### ●父親も子育てに参加できる働き方の実現に向けての支援

- ・父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳から1歳2ヶ月に達するまでの休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）
- ・出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進
- ・労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

#### ●仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度の創設

これらの柔軟な働き方を促進させることで、企業側には多様で優秀な人材の確保・定着することが期待されており、今後は規定に定めるだけでなく、労働者が取得しやすい環境を整えることが求められています。



## 3. 所長コラム

### ■事業主に求められるコンプライアンス

『コンプライアンス』という言葉が聞かれるようになったのは、ここ数年ではないだろうか。確かに、【コンプライアンス＝法令遵守】は必要だ。

社会保険の適用は、所定労働時間の4分の3以上かつ1ヶ月の所定労働日数の4分の3以上働く場合は、健康保険・厚生年金の適用をしなければならない。適用しなければ、お国や協会けんぽからすれば保険料の徴収不足となり、つまりは保険料を払わない悪徳業者のレッテルを貼られることとなる。

社会保険の適用をしていない従業員をトラック運転手に選任した場合、営業停止等のペナルティーを科される可能性がある。

貨物自動車運送事業運送安全規則第3条第2項には、選任する運転者は日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならないとある。この場合もペナルティーを科せられる可能性大。

うう～ん、運送業はキビシイ・・・。